

岩手県告示第890号

建築基準法の規定による建築主事の所管区域の指定（昭和35年岩手県告示第1136号）の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から施行する。

平成25年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事	建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事
1 建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物（建築物の用途を変更して同項第1号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該建築物）	八幡平市、岩手郡、紫波郡	[略]	1 建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物（建築物の用途を変更して同項第1号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該建築物）	八幡平市、滝沢市、岩手郡、紫波郡	[略]
	上閉伊郡	沿岸広域振興局土木部に勤務する建築主事			
	下閉伊郡のうち山田町	沿岸広域振興局土木センターに勤務する建築主事			
	西磐井郡、東磐井郡	県南広域振興局土木部一関土木センターに勤務する建築主事			
2 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第146条第1項各号に掲げる建築設備を設ける場合における当該建築設備	和賀郡	県南広域振興局土木部北上土木センターに勤務する建築主事	2 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第146条第1項各号に掲げる建築設備を設ける場合における当該建築設備	胆沢郡	[略]
3 政令第138条に規定する工作物	胆沢郡	[略]			
	大船渡市、陸	沿岸広域			

前高田市、気仙郡	振興局土木部大船渡土木センターに勤務する建築主事
遠野市	[略]
下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村	[略]
久慈市、九戸郡（軽米町、九戸村を除く。）、下閉伊	[略]

	振興局土木部北上土木センターに勤務する建築主事
遠野市	[略]
西磐井郡	県南広域振興局土木部一関土木センターに勤務する建築主事
上閉伊郡	沿岸広域振興局土木部に勤務する建築主事
下閉伊郡のうち山田町	沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに勤務する建築主事
下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村	[略]
大船渡市、陸前高田市、気仙郡	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに勤務する建築主事
久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡（軽米町及び	[略]

	<u>郡のうち普代村</u>	
	[略]	
前項の建築物及び工作物のうち政令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物を除いたもの並びに前項の建築設備	<u>釜石市</u>	<u>沿岸広域振興局土木部に勤務する建築主事</u>
	<u>宮古市</u>	<u>沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに勤務する建築主事</u>
	奥州市	[略]
	[略]	
	一関市	[略]

	九戸村を除く。 。)	
	[略]	
前項の建築物及び工作物のうち政令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物を除いたもの並びに前項の建築設備		
	奥州市	[略]
	[略]	
	一関市	[略]
	<u>釜石市</u>	<u>沿岸広域振興局土木部に勤務する建築主事</u>
	<u>宮古市</u>	<u>沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに勤務する建築主事</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。